



協会けんぽ・介護保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。岩手県の健康保険料率（案）が0.14ポイント引き下げとなる一方、介護保険料率は0.18ポイント増の1.82%と平成12年の制度開始以来過去最高の数値となります。

	現行	2023年3月～		現行	2023年3月～
岩手県保険料率	9.91%	9.77%	介護保険料率	1.64%	1.82%
改定幅	—	△0.14ポイント	改定幅	—	+0.18ポイント

雇用保険料率の改定について（見込み）

- ◆ 令和4年度、4月と10月の2回にわたり引き上げが行われた雇用保険料率ですが、令和5年4月からさらに引き上げが予定されています。改正案は次のとおりとなっており、事業主負担・労働者負担がそれぞれ現行の料率より1/1000アップした保険料を徴収することになります。

例) 一般の事業；月額給与20万円の場合 雇用保険料 現行 1,000円 → 改正後 1,200円

<一般の事業>

<建設業>

	令和4年 4月～	令和4年 10月～	令和5年 4月～		令和4年 4月～	令和4年 10月～	令和5年 4月～
事業主	6.5/1000	8.5/1000	9.5/1000		8.5/1000	10.5/1000	11.5/1000
従業員	3/1000	5/1000	6/1000		4/1000	6/1000	7/1000

労働保険料の口座振替について

- ◆ 労働保険料等の納付につきまして、金融機関に申込みをすることで口座振替納付が可能になります。

- ①金融機関の窓口に行く手間が省ける
- ②うっかりした納付忘れを防ぐことができる
- ③保険料の納付期限に最大で約2ヵ月のゆとりができる

などのメリットがあります。詳細は別添のリーフレットをご確認下さい。

今年7/10の第1期分から口座振替をご希望の場合、今月2/25までに手続きを行う必要があります。ご希望の事業所様は当事務所担当者までお申し付け下さい。

給与改定のご参考に

- ◆ 世界的な物価高騰が懸念される中、今春の給与改定について“5%”という数値目標や、物価の上昇を超えた賃上げを求める声が上がっています。日本の1人当たりの年間平均給与額は過去30年間ほぼ横這いであったと言われていたようですが、実際のところどうなのでしょう。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」資料を基に、別添の資料を作成いたしました。給与改定の参考としてご活用下さい。